

安全でおいしい津別の水道水

菌が義務付けられているため、
アしてはいますが、水道法で減
までも水質基準の項目をクリ
どちらも湧き水で、そのま
生地区に給水している相生が
水道水、もう一つは本岐や相
している上里を水源とする
活波・恩根・最上地区に給水
検査した水は、津別市街や



ます。
いて下記のとおりお知らせし

この水質検査を「どの場所
で」「どのような項目
について」「どれくら
いの頻度で」行うかな
どを表したものが水
質検査計画です。
今回は、この計画に
基づき毎月検査して
いる項目の結果につ
いて下記のとおりお知

私たちが、毎日飲用として
使っている水道水。この水道
水は、水道法によって厳しい
水質基準が定められ、水源地
の原水から各家庭の蛇口に至
るまで定期的に水質検査を行
い、水質管理に万全を期して
います。

の老朽化が進んでいます。
補助事業等により老朽施設
を計画的に更新し、今後も安
心安全な水道水を持続的に供
給していきけるよう努めてま
います。
水道事業は、安全でおいし
い水道水を安定的に供給する
ため、水道料金により運営さ
れていきます。みなさんのご理
解とご協力をお願いいたしま
す。

津別町の水道水は湧き水で厳
しい水質基準をクリ
アしており、ミネラル
分もポトルウォーター
ターとそん色なく、軟
水の『ナチュラルミネ
ラルウォーター』です。
水道事業は、事業開
始50年を経過し、施設

必要最少量の塩素注入を行い、
安全な水として皆さんの家庭
に届けています。
安心して飲める水道水
ポトルウォーターの消費が
年々伸びています。「安全で
おいしい水」というトレンド
(流行)によるものです。

水質検査結果のお知らせ

津別の水は52項目の厳しい水質基準をクリアしています

水質検査計画を定めています

津別町水道水の水質検査結果

項目	水道法で定められた基準値	上里水源の水道水	相生水源の水道水	説明
一般細菌	100以下	0	0	水の一般的清浄度を示す指標。平常時は水道水中には極めて少ないが著しく増加した場合には、病原生物に汚染されている疑いがある。
大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	大腸菌及び大腸菌と性状の似た細菌の総称。人、動物の腸管内や土壌に存在。検出された場合には、病原生物に汚染されている疑いがある。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.15mg/l	0.22mg/l	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出される。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがある。
鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	鉱山排水、工場排水などの混入や鉄管が原因で検出されることがある。高濃度に含まれると赤水・異臭味(カナ気)や、洗濯物などを着色する原因となる。
塩化物イオン	200mg/l以下	2.1mg/l	3.1mg/l	地質や海水の浸透、下水・家庭排水・工場排水及びし尿などからの混入によって河川水などで検出され、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となる。
有機物 [全有機物炭素(TOC)の量]	3mg/l以下	0.3mg/l以下	0.5mg/l	有機物などによる汚れの度合いを示し、土壌に起因するほか、し尿・下水・工場排水などの混入によって増加する。水道水中に多いと渋みがある。
PH値	5.8以上8.6以下	7.3	7.3	0から14の数値で表され、PH値7が中性、7から小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなる。
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	水の味は、地質または海水・工場排水・化学薬品などの混入及び藻類等生物の繁殖に伴うほか、水道水では、使用される管の内部塗装剤などに起因することもある。
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	水の臭気は、藻類等生物の繁殖、工場排水、下水の混入、地質などに伴うほか、水道水では、残留窒素や使用される管の内部塗装剤などに起因することもある。
色度	5度以下	1度以下	1度以下	水についている色の程度を示すもので、基準値の範囲内であれば無色な水といえる。
濁度	2度以下	0.1度以下	0.1度以下	水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえる。
残留塩素	0.1mg/l程度以上	0.3mg/l	0.3mg/l	水道法では、水道水の衛生を確保するために塩素消毒を行うことが定められている。残留塩素とは、水道水の中に消毒効果のある状態で残っている塩素のことをいう。

※測定した水は、平成29年9月11日に上里・相生の水道水(蛇口)から採取したものです。

問い合わせ先 建設課水道グループ ☎76-2151 (内線 253、254)

《平成30年4月1日から》 障がい者の法定雇用率が引き上げになります

障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業者には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。

この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0%	⇒ 2.2%
国、地方公共団体	2.3%	⇒ 2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	⇒ 2.4%

併せて次の2点についてもご注意ください。

- ①対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。
- ②平成33年4月までは、更に0.1%引き上げとなります。
平成30年4月から3年を経過するより前に民間企業の法定雇用率は、2.3%になります(国等の機関も同様に0.1%引き上げになります)。

問い合わせ先 北見公共職業安定所 専門援助部門
☎0157-23-6251 (内線33)
FAX 0157-23-1860

平成29年度 自衛官等募集

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日(1次)
自衛官候補生(男女)	18歳以上 27歳未満	年間を通じて行っています。	①11月18日(土)美幌 11月19日(日)帯広 ②12月9日(土)美幌 12月10日(日)帯広
高等工科 学校生徒	推薦 17歳未満 の中卒(見 込)男子 ※	11月1日(水) ~12月1日(金)	平成30年1月6日(土) ~8日(月)の内1日
	一般 17歳未満 の中卒(見 込)男子	11月1日(水)~平 成30年1月9日(火)	平成30年 1月21日(土)北見

※推薦枠の応募には中学校長等の推薦が必要です。

詳細 自衛隊北見地域事務所 ☎0157-23-6826
募集コールセンター(受付時間 12時~20時)
フリーダイヤル ☎0120-063-792
ナビダイヤル ☎0570-045-818(携帯電話)

第2回くらしの安心 ・安全セミナー開催

悪質商法や詐欺事件の消費者トラブルを未然に防ぐため、違法な契約・勧誘や新たな手口を身につけ、お互いに見守り合いながら安心した地域づくりを考えます。

■開催日 11月25日(土)
■時間 午前10時~午前12時
■会場 林業研修会館2階 集会室
■講師 北海道消費者協会 非常勤講師
萱場 律子 氏

■内容
(1) 契約の基礎知識と消費者のための法律
(2) さまざまな決裁手段
(3) 地域の被害相談と対応
■主催 津別町

問い合わせ先
産業振興課商工観光グループ
☎76-2151 (内線258)

通年雇用促進支援セミナー (事業者向け)

※通年雇用促進支援事業・厚生労働省委託事業

テーマ 『地域から日本を変える! これからの企業のあり方』

* TBS系「ひるおび」水曜レギュラーコメンテーター、読売テレビ「ウェークアップ! プラス」コメンテーター等の番組でお馴染みの伊藤聡子氏に、元気な地域経済を展開させるためのヒントをお話いただきます。

講師 伊藤 聡子 氏
・フリーキャスター
・事業創造大学院大学客員教授

場所 美幌グランドホテル
エメラルドホール
(美幌町栄町2丁目)

日時 11月25日(土)
18:00~20:00 (受付17:30~)

参加料 無料
申し込み・問い合わせ
美幌・津別地域季節労働者通年雇用促進支援協議会
直通電話 ☎77-6188
FAX 72-4768